



埼玉県のマスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

令和6年8月1日

後期高齢者医療の 保険証が更新されます

旧

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号 12345678 令和 6年 7月31日
住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏名 埼玉 太郎

生年月日 昭和 8年 4月 1日 性別 男
資格取得年月日 平成 20年 4月 1日
発効期日 平成 21年 8月 1日
交付年月日 令和 5年 7月 1日
一部負担金の割合 1割

保険者番号 39111234
保険者名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

新

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号 12345678 令和 7年 7月31日
住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏名 埼玉 太郎

生年月日 昭和 8年 4月 1日 性別 男
資格取得年月日 平成 20年 4月 1日
発効期日 平成 21年 8月 1日
交付年月日 令和 6年 7月 1日
一部負担金の割合 1割

保険者番号 39111234
保険者名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

- ① 新しい保険証は、お住まいの市区町村から7月中にお届けします。
- ② 医療機関等を受診するときは、マイナ保険証または保険証を提示してください。
※マイナ保険証とはマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ったものをいいます。
- ③ 医療機関等での一部負担金の割合は1割、2割または3割です。
※保険証の一部負担金の割合が変更になっている場合は、令和6年7月31日までの変更前の負担割合を括弧書きで記載しています。【記載例：1割(令和6年7月31日までは3割)】

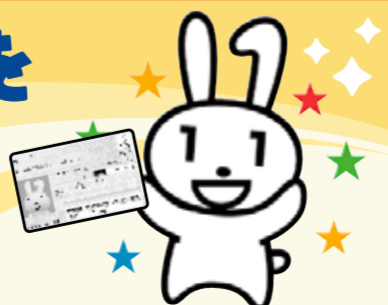
新しい保険証が届いたら、古い保険証はご自身で処分してください。
(市区町村の後期高齢者医療担当窓口でも回収しています。)

お問い合わせは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口まで
(発行：埼玉県後期高齢者医療広域連合)

保険証が廃止になります

- ★マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴い、令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。
- ★令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、記載事項に変更が生じなければ、その有効期限(令和7年7月31日)まで使用可能です。
- ★令和6年12月2日以降、マイナ保険証または有効な保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

マイナンバーカードを
保険証として
ご利用ください



マイナンバーカードの保険証利用登録はこちらからできます

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ②マイナポータル
- ③セブン銀行ATM

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる
一時利用停止については、24時間365日受付

STEP 1.

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



STEP 2.

マイナンバーカードの
保険証利用についてはこちら



マイナポータル
「健康保険証等としての利用」
よくあるご質問はこちら

